学校いじめ防止基本方針

大船渡市立大船渡中学校

1 ねらい

いじめに対しては、どの生徒にも起こりうると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組まなければならない。また、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義 [いじめ防止対策推進法(定義) 第2条]

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の 人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行 われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) **いじめの態様** [いじめ防止等のための基本的な方針 p.5~]

いじめの態様には次のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ その他、生徒本人が苦痛(心身)を感じているもの。

(3) いじめが見えにくいのは

いじめは大人の見えないところで行われている。

- 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。〈時間と場所〉
- ・ 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、 部活動の練習のふりをして行われている形態がある。〈カモフラージュ〉いじめられている 本人からの訴えは少ない。
- ・ 親に心配をかけたくない、いじめられる自分はダメな人間だ、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くため。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い生徒の感じる被害性に着目 し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ネット上のいじめは最も見えにくい。

・ 家庭で、「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」 などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを、保護者に伝え、いじめが疑 われる場合は、即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

3 校内体制について

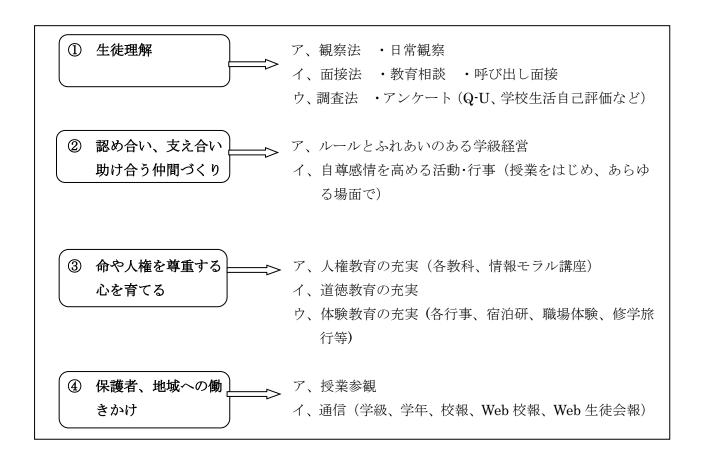
(1)組織

- ・ 校務分掌内の「生徒指導委員会」にいじめ防止対策委員会の「機能」をもたせる。
- 構成員

校長 副校長 主幹教諭 生徒指導主事 教務主任 該当学年 養護教諭 スクールカウン セラー等 (構成員は実態に応じて、柔軟に対応する) *必要に応じて、外部機関も構成員とする。

(2) 未然防止のための手立て

「いじめが起こらない学級、学校づくり」「いじめを生まない土壌づくり」



(3) 早期発見のための手立て

- ① 日々の観察(全職員)
- ② 生活記録ノート「ライフ」の活用、日誌の活用(担任、部活顧問、心の教室相談員等)
- ③ 教育相談、カウンセリング(相談員、SC、全職員)
- ④ アンケートの実施 (月1回の学校生活自己評価、2回の Q-U 調査, 心とからだの健康観察等)
- ⑤ 相談しやすい環境作り(生徒、保護者との信頼関係)

(4) 早期対応のための手立て(*組織図は別紙参照)

「問題を軽視せず、早期に適切な対応」「組織的に対応、継続的に見守る」

- ①事実確認の正確な調査・把握と管理職への報告の徹底。(市教委への報告)
- ②被害者を守り、安心・安全な学校生活ができるよう生徒・保護者に対して、必要な支援を行う。
- ③加害生徒に対して、いじめは「許されない行為」であって、「心身に及ぼす重大事態」であること等に気づかせ、適切かつ毅然とした指導を行い、正常な学校生活を営むことができるように指導や助言を行う。
- ④警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導をする。
- ⑤事態収束まで継続指導・経過観察等をする。

(5) 重大事態への対処

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると 認めるとき。
- ・ 重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を早急に実施し、事実及びその背景 を明らかにする。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供するととも に、学校を所轄する教育委員会に報告をする。
- ・ 「生徒指導委員会」を開催し、今後の指導について協議するとともに、全職員での共通理解、共 通認識のもと、問題の解決にあたる。また、必要に応じて、外部機関からの助言を仰ぐ。

(6) いじめへの対処

いじめが解消している状態とは、以下の2つの要件が満たされている上で、生徒指導委員会が判断し、校長が宣言する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3 ヵ月の期間を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況 を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により 確認する。

4 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正 に自行の取り組みを評価する。

○いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること

○いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

早期発見のための手立て(組織図) 日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒の訴え等の情報 情報を得た教職員 担任 • 学年主任等 聞き取り調査 生徒指導主事◆→ 主幹教諭◆→ 副校長 ◆→ 校長 招集·指揮 生徒指導委員会 適時連絡 ▶ 保護者 報告・共通理解 調查方針·分担決定 調査班編成 報告・支援 事案の状況によりメンバーの決定 → 市教育委員会 (学年主任・担任・生徒指導担当・養護教諭等) 報告 共通理解 連絡・相談・支援 報告・事実関係の把握・指導 外部機関 (警察, 児相, 福祉等) 方針の決定, 指導体制の編成 対応班編成 事案の状況により,メンバーの決定 (学年主任・担任・部活動顧問・学年教職員・SC等) 学校だけでは解 対応班によるいじめ解消に向けた指導 決困難な事案 解消継続指導·経過 警察 連絡・相談 民生委員 暴力、恐喝等の犯罪行 解消 児童相談所 為があった場合 関係機関 支援

①発見→②情報収集→③事実確認→④方針決定→⑤対応→⑥経過観察

①②③④までは即日対応が望ましい

再発防止・未然防止活動

4 いじめ防止対策 年間計画

期日	サイクル	活動種別	取り組み		具体的な内容		
	P	職員研修(職員会	前年度の振り返り		前年度の取り組みの成果		
4月		議)		•	を振り返り、新年度の方針を策定する。		
		防止啓発活動(生	オリエンテーション	•	学校生活を送るうえでの基本的なルール		
		徒会)			を学ぶ。		
	D	防止啓発活動	運動会取り組み	•	異年齢集団における活動を通して、適切		
			グループエンカウン		な人間関係や互いを認め合う環境をつく		
5月			<u>9-</u>		り、生徒同士のコミュニケーション能力		
					の向上を促す。		
				•	エンカウンターで自己肯定感を高める。		
6月	\mathbf{C}	調査活動	第1回 Hyper Q-U 実	•	子どもと学級集団を理解し、必要な支援		
ОЛ			施		の体制を構築する。		
	A	相談活動	生徒面談①	•	学期を振り返り、生徒の気になることへ		
		検証			の早期対応を目指す。		
	P	職員研修(職員会	Q-U 援助ニーズシー	•	教師と生徒の円滑な信頼関係の構築		
7月		議)	ト活用方法について	•	Q-U 援助ニーズシート活用		
	D	防止啓発活動	情報モラル講座	•	SNS等コミュニケーションツールの適		
					切な使用法や情報モラルについての講話		
					を聞く。		
	D	防止啓発活動	文化祭取り組み	•	取り組みを通して、互いを尊重しながら、		
10月			グループエンカウン		適切な人間関係を構築する。		
			<u>ター</u>	•	エンカウンターで自己肯定感を高める。		
	A	調査活動	第2回 Hyper Q-U 実	•	第1回との変容を分析し、さらなる学校		
		検証	施		生活向上のために必要な支援の体制を構		
					築する。		
11 月		相談活動	生徒面談②	•	学期を振り返り、生徒の気になることへ		
11 /3			心とからだの健康観		の早期対応を目指す。		
			<u>察</u>	•	教師と生徒の円滑な信頼関係の構築		
			Q-U 援助ニーズシー	•	心とからだの健康観察と QU の活用		
			<u>卜活用</u>				
	P	調査活動	1年間の振り返り	•	各種アンケートや調査の結果から、本校		
3月		職員会議(いじめ			の課題を見つけ、来年度の基本方針を改		
		基本方針案の協議)			善する。		

◎毎月行う調査

通年	調査活動	学校生活自己評価ア	•	毎月1回アンケート調査を実施し、気に
		ンケートの実施		なる生徒において、担任あるいはスクー
				ルカウンセラーを活用しながら早期対応
				を目指す。

学校生活自己評価

実施	包日											
	月	H	年	組	番	F	名					
項目	項目 評価											
前回	前回の自己評価以降の様子について答えてください。数字を○で囲んでください。											
4・・十分満足できる 3・・だいたい満足できる 2・・少し良くなかった 1・・よくなかった												
1	1 学校生活は楽しいですか。							4	3	2	1	
2	学校や地域であいさつは大きな声で出来ましたか。							4	3	2	1	
3	まごころタイム(清掃)は真剣に取り組みましたか。							4	3	2	1	
4	学級や合唱朝会で大きな声で歌う事が出来ましたか。							4	3	2	1	
5	話を聴く時は相手の顔を見て聴きましたか。								4	3	2	1
6	①学校生活でいじめやいやな思いをしていませんか。							していない し		し	ている	
	②学校生活でいやな思いをしている仲間を知っています						知らない			っている		
	か。											
7	①校内・登下校時に飲食しなかったですか。							していない		し	した	
	②問題となる行動を見ていませんか。							見ていない		見た		
8	8 学習面・生活面での悩みはないですか。							ない		ある		
【悩みが「ある」と答えた人は、誰に相談したいですか、数字を○で囲んで下さい】												
	1		2	2	3	4	Ŀ		5		6	
SC、心の相談員 担任 学年の先生 部活顧問 保健の先生 相談しなくても良い												

相談申し込み用紙 年 組名前 希望日 月 日 曜日 ◆相談したいことはどれですか。 ○をつけて下さい。 友だち 部活動 学習 家庭 その他 ●誰に相談したいですか。 ○をつけて下さい。 スクールカウンセラー 心の相談員 どちらでもいい